

入札監理小委員会
第 61 回議事録

官民競争入札等監理委員会事務局

第 61 回 入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 20 年 10 月 7 日（火）17:40～19:00

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 実施要項（案）の審議

- 自治大学校の管理・運營業務（総務省）
- 海外旅行博覧会出展事業（（独）国際観光振興機構）
- 見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）管理・運營業務（（独）日本貿易振興機構）

(2) その他

3. 閉 会

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査、佐藤専門委員

（（財）自治研修協会）

園田事務局長

（総務省）

自治大学校 丹下副校長、浅本庶務課長

（（独）国際観光振興機構）

海外プロモーション部 鶴岡部長、田中次長、伊与田マネージャー

（観光庁）

国際観光政策課 山澤企画係長

((独)日本貿易振興機構)

展示事業部 中村部長、稲葉展示事業課長、野村展示事業課長代理
企画部 栗田企画課長、坪井企画課長代理、廣田企画課員

(事務局)

佐久間事務局長、関参事官、森山参事官、徳山企画官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 61 回入札監理小委員会を開催いたします。本日は総務省の自治大学校の管理・運營業務、国際観光振興機構の海外旅行博覧会出展事業、日本貿易振興機構の見本市・展示会情報総合ウェブサイト管理・運營業務の 3 件の実施要項について審議を行います。

初めに自治大学校の管理・運營業務実施要項（案）の審議を行います。本日は自治大学校の管理・運營業務の実施要項（案）の審議に関連して、財団法人自治研修協会からヒアリングを実施いたします。財団法人自治研修協会からは園田事務局長に御出席いただいております。どうぞ、よろしく願いいたします。

○園田事務局長 よろしく願いいたします。

○小林副主査 それでは、御質問のある委員は御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 自治研修協会の事務局長にお伺いします。業務委託契約書というのがございまして、自治大学校の庶務課長と自治研修協会の理事長との間で結ばれているということです。したがって、これは協会としては自治大学校の業務を請け負っているというふうに認識してよろしいということでしょうか。

○園田事務局長 自治大学校の業務そのものではなくて、寄宿舎の管理・運用をさせていただいておりますので、それを行うに当たっていろんな留意するような事項について、我々は覚書を交わしているということだと思っております。

○逢見副主査 自治大学校が抱えている業務を請け負っているということではないということですか。

○園田事務局長 ないです。

○逢見副主査 でも、契約主体は甲と乙との関係でいうと、自治大学校と協会ですね。

○園田事務局長 はい。だから、契約が本来、正しいことかというのは、物の契約をしているわけではなくて、直接的なものではないわけですがけれども、本来は取り決めのものの性格を持つものだと私は思っています。

○逢見副主査 この契約書の中で「研修生の寄宿舎生活を維持するため、必要な機能設置を行い、その上、行う」とありますが、具体的にはどういう業務というものをやっているのでしょうか。

○園田事務局長 例えば、研修生がパソコンなどは直接持ち込んだりするわけにはいきませんので、協会の方で各部屋に使えるように置いておりますし、それから、談話室とかに本当は冷蔵庫とか使えればいいのですが、ちょっと生ものを入れたり、そういうものがあるので、ちょっと使用をとめております。その替わり氷をできるように製氷器的なものを置いたり、福利厚生に役立つようなことだとか、FAXとかコピーとか、そういうサービスのものを行うようにしております。

○逢見副主査 この条文にはいわゆる寮管理的な業務も含まれているんですか。

○園田事務局長 はい。ただ、直接、寮の管理そのものについては、歴史的な経緯を御存じだと思いますけれども、もともと、その寮は麻布にあったときには、昭和 32 年であった

わけですけれども、建てたところが宿舎がなくて、なかなか、当時、宿舎事情が厳しかったと思うので、やはり安心して生活できるようにしようということで、寮をつくっていたきたいということがあったのですが、なかなか国ではつくってもらえなかった。

ということで、地方3団体を中心になってつくって、それを協会で管理していくよという形で始まったと聞いております。したがって、その寮のいろんな管理的なものはこちらでそれ以来、ずっとやってきているということでございます。

○逢見副主査 経過はそうですが、現在、立川にある自治大学校の施設の中に寄宿舎があって。

○園田事務局長 ありますね。

○逢見副主査 そうですね。そこの管理業務は、今、自治研修協会が行っていると。

○園田事務局長 そうです。

○逢見副主査 それは自治研修協会の職員がやっているんですか。

○園田事務局長 そうです。

○逢見副主査 直接雇用している職員がやっているということですね。

○園田事務局長 はい。そうです。その替わり、御存じのように、清掃とかは直接やるわけではございませんで、部分的にはだれかと一緒になってやる部分もございますので、例えば電源の設備とかそういうものは直接的に我々がやるわけにはいきませんので、それは専門家に任せる部分もございます。

○逢見副主査 実際、どのぐらいの業務量をどのぐらいの人数でやっているのでしょうか。

○園田事務局長 入寮する時期が重なったり、退寮する時期が重なったり、いろいろしますと、例えば一気に200人ぐらいその日に来たり、退寮したりします。しかも限られた時間にやりますから、現実問題、非常に人手が要ります。また出ていった後、部屋の点検をしたり、汚くなっていないかどうかや、設置している物がなくなっていないかどうかとか、業務がやはり集中するものですから、結構、直接的には3人で常時やっていますが、それ以外のときは我々も手伝って、皆で手伝いながらやっていくということにしております。

○逢見副主査 常時いる人は3人。

○園田事務局長 ええ。その直接の担当は3人ですね。

○逢見副主査 はい。

○園田事務局長 その3人のほかに、ほかの手伝いをしている、間接的な手伝いをしている人がいますので、常駐的といいますか、その寮の生徒の面倒を見ているのは、直接的に見ているのは3人で、そのほかに間接的に見ているのも3、4人おまして、それで入退寮のとき、そういう手伝いをしなければいけないときには、総がかりで手伝いをしていくという形になろうかと思っています。

○逢見副主査 入退寮の手続もある。でも、それは一時的に集中する業務ですよ。

○園田事務局長 ええ。だから、ラッシュアワーのようになるわけですよ。「今年は何月何日の何時から何時までに来てください」というのが決まっていますから、そうすると

一気に人が次々に来ますので、それをどうさばくかという問題もありますし、出ていくときも「何時までに出てください」となっていますので、その時間内に出ていくわけですし、当然、荷物がいっぱいあるわけです。そういうものを仕分けをしなければいけませんし、最近、皆、宅急便を使って、向こうから送ってきますので。

○逢見副主査 例えば、入退寮時というのはそう毎日毎日あることではなくて。

○園田事務局長 いや、来たりするときとかは、結構、五月雨式に入ってくるんです。それから、その入寮の説明会、そのほかに常時、やはり数がいっぱいおりますので、やはりいろんな若干のトラブルもあったりする場合がありますし、その辺のことの注意をしたり、それから、いろんな日常的な生活用品が結構、必要な場合がありますので、その補充をしたり、いろんなそういうことが常にありますね。それから、現金書留が来たり、書留郵便物が来たりとかですね。また宅急便などは結構、来るんですよ。いろんなところから、やはり、せっかく研修生を送ってきているので、田舎の方から特産品など結構送ってきているというのが多いんですね。

○徳山企画官 済みません。この業務委託契約書の別添、別紙1というので、私ども、参考でいただいておりますが、こちらの方に基本的には網羅されていると。

○園田事務局長 細かいことがずっと書いてありますからね。「こんなこともやりますよ」ということでやっています。

○逢見副主査 今回、市場化テストに出すときに、寮の清掃業務等は今まで自治研修協会で行っていたのですが、それを国の業務として市場化テストの対象にするということになったわけですね。

○園田事務局長 それは現実的に大学の問題だから一体的にやった方がいいだろうということで、今まで別々に契約をしていたわけですがけれども、それは結果的に同じ業者にならざるを得ない部分がありますので、そういう判断をされたのではなかろうかと我々は思っています。結局、二重の契約をする必要も何もないわけですから。

○逢見副主査 今までは自治研修協会が清掃業者と、直接。

○園田事務局長 ええ。契約ていしました。結果的には大学と同じ日にいろんな掃除とかをやりますので、機器の整備とか高くつきますので、結局、同じ業者にやってもらった方が安くて効率的であるということで、そういう業者が大学と同じようにやっていたというのが現状です。

○逢見副主査 その寮管理を直接雇用している3人でやっているということについての、そのコストパフォーマンスというか、ほかでもいろんな研修施設があるわけですが、そういうところでは管理業務を委託でやっているところもあるわけでしょう。ここでは協会が直接雇用している人を、常時、3人。それ以外に間接的にサポートしている人がいてというそのコストパフォーマンスとしてはどんな。

○園田事務局長 私は安いと思っています。研修に来ている人数とか、仕事の量、そのほかに福利厚生的なものも結構やっております。例えば一緒になって草取りをしたりするな

どいろいろなことをやっていますので、民間の方もいろいろ出てくるでしょうけれども、福利厚生事業と一緒にやっていますので、私は安くできていると個人的には思っております。

○逢見副主査 そうすると、その3人は長期でやっている方なのですか。

○園田事務局長 ではなくて、一人は再雇用のような感じの人ですね。

○逢見副主査 一旦、定年で辞めて、ほかのところに転職されている人。

○園田事務局長 ええ。ほかのところを退職した人を再雇用しております。あとの職員は、特別会計を置いておりますので、支出関係をはっきりしておかなければいけませんので、ちゃんとその経理ができるような方も置いております。それからぴしっとした管理ができ、トラブル等があると困りますので、ある程度コミュニケーションができる。そういう感じの人を雇っています。

○小林副主査 でも、今の観点でいうとその収支計算書の中で、最初の切り出しで国の業務としてなって、その設備監視業務とか、警備業務とか清掃業務とかというのは、この事業活動支出の中のどこにあるのかということ、さっきの入寮受けとか云々かんぬんという、大変な、結構、きめ細かい業務の支出はどこに書いてあるのかということだけを教えてください。2の事業活動支出の(1)の事業費支出の。

○園田事務局長 清掃費か何かあると思います。寄宿舎福利厚生事業の中のいろんな事務費支出とか、そういう中にも入っていますね。

○小林副主査 今、私たちは資料A-④を見ているんですが、そこの中の福利。

○園田事務局長 その中の寄宿舎運営支出、運営事業支出がございますね。②の一番下に7,500万円と。決算で7,200万円です。ここの中に入っていますね。

○小林副主査 その中に、それは警備とか、今、国の業務に。警備業務とか清掃業務とか。ではなくて。

○園田事務局長 これは委託費支出がありますね。7,200万円はこの中に入っていますね。

○小林副主査 この中に。どれが、どちらが入っているんですか。

○園田事務局長 警備費と施設の監視、清掃、それが入っていますね。

○小林副主査 入っているんですか。

○園田事務局長 はい。

○小林副主査 その事務費支出という中に入っているんですか。

○園田事務局長 事務費支出の中に入っていますね。施設整備運営は3,200万円ほどありまして、警備が700万円とか。

○小林副主査 そうしたら、さっきの入寮受けとか、いろんなその。

○園田事務局長 これは委託ではありませんから。

○小林副主査 それはどこに入っているんでしょう。

○園田事務局長 これは職員がやりますから、人件費の中に入っていますね。

○小林副主査 人件費。ここでいうと、どこ。管理費支出の中の人件費の中。

○園田事務局長 ええ。ここの部分に入りますし、それからほかのところの、直接的には人件費はここの部分ですね。

○小林副主査 管理費支出の1,500万円というのに入っているんですか。

○園田事務局長 ええ。そうです。

○逢見副主査 これが3人分の人件費ですか。

○園田事務局長 そうですね。

○小林副主査 福利厚生事業費支出の事務費、これは何ですか。

○園田事務局長 福利厚生事業の事務費。これは複写機を使っていますね。コピーとか何とかですね。そういう使用料ですね。それが主です。

○小林副主査 研修生が使うコピーということですか。

○園田事務局長 そうですね。コピー機を各階に置いていますし、使えるようにしてあります。

○逢見副主査 この寮管理の仕事は先ほど言った入退寮の管理と、あと寝具の交換の立会い、それから郵便物、宅配荷物の受付。それを3人でやっているという、その一日の業務からいうと、そんなに必要なのかというのがありますが。

○園田事務局長 だから、そのほかに福利厚生的な事業の計画を立てたり、現実問題としては、ほかのこともやっていますね。取次ぎをやったりですね。

○逢見副主査 寮に常駐しているわけでしょう。

○園田事務局長 ええ。寮に常駐している時間と、事務的なこともやらなければいけないので事務室にもいます。

○逢見副主査 事務もやっているんですか。

○園田事務局長 ええ。やっています。

○逢見副主査 でも、人件費でいうと、教務事業費の中にも人件費がありますが、これはこれでまた人がいるんですよ。

○園田事務局長 そうですね。

○逢見副主査 管理費支出の人件費はあくまでもその管理業務をやっている人の人件費。

○園田事務局長 そういうことですね。

○小林副主査 その委託契約の中で研修所の経費、研修所経費の出納と経理事務を行うという、そのコストは今さっき言った管理費の中の人件費、この3人の方がやっているのですか。

○園田事務局長 そうです。この中の一人が中心になってやっています。

○小林副主査 さっきの間接的にいる3人というのは、それはどこに入っているんですか。

○園田事務局長 それは一般会計の方の事業で、我々がやっているというか、現実問題としては手伝ったりしていますからね。

○逢見副主査 これは特別会計だから、別に一般会計の人件費があって、間接的に手伝っている人の人件費はそちらから出ているということ。

○園田事務局長 そうです。あとは教務部の人たちとかにも手伝ってもらわなければならないので、ちょっと総出でやらなければいけませんので、ちょっと明確に分けるわけにはいきませんので。

○関参事官 ちょっと、一点、よろしいですか。この人件費を3人とすると、夜間はどのようにされているのですか。

○園田事務局長 夜間は夜間の警備の方をお願いをして、何かあったら連絡してくださいということにしております。夜間の方はそこに常駐をある意味でしておりませんが、あと、事務的なことはやりません。何かトラブルがあるとか、見回りをしてもらうとか、そういうことが中心になっております。

○逢見副主査 今の3人は皆、日勤者ですか。

○園田事務局長 日勤と、ちょっと超勤的な、夕方までおりますのでね。授業がありますので。

○逢見副主査 普通、何時から何時まで勤務ですか。

○園田事務局長 8時半から6時過ぎぐらいまでですね。

○逢見副主査 3人とも。

○園田事務局長 はい。3人全員ではなく交替でやっています。

○関参事官 では、夜間の警備の人たちの人件費はどこに入っているのでしょうか。

○園田事務局長 それは先ほどの警備費の委託の中に入っています。

○関参事官 この中に。

○園田事務局長 そうですね。

○関参事官 では、土日も警備の人がいるから。

○園田事務局長 そうですね。

○小林副主査 何かすごく基本的なことを聞きますが、お伺いしますけれども、この特別会計の収入と、その収入と支出の事業活動支出のところを見ると、事業活動収支差額は1,700万円弱ぐらいの赤字が出ていますよね。

○園田事務局長 ええ。

○小林副主査 これは収支相償というわけではなくて。

○園田事務局長 それは現実問題として来る人数が予定のときとちょっと違ったりします。したがって、その時は内部留保を充てたりして、調整していきますので。

○小林副主査 これは、これについて、これは今、単年度しか見ていませんが、これについて、これが赤字が出ているというのはつまり、どこなんですかね。つまり、業務のやり方というか、別に問題はない。

○園田事務局長 別にそれで支障が生じているというわけではありませんし、したがって、若干、過去の収支が黒字になっているときもございしますので、それはそれで調整をしていくという形になるかと思えます。特にこの年はパソコンを入れ替えたとか、いろんなことを新たにやると、ちょっと金がかかったりするんですね。そういうことでちょっと赤字

が出てくる部分が多いと思います。

○逢見副主査 協会としては、より効率的な支出、コストをもっと低減できないとか、そういう努力はされてきたのでしょうか。

○園田事務局長 それは私たちは最少の経費で最大の効果を上げるような努力は常にやっておりますし、公益法人ですから、当然、営利目的で業務を行っていませんので、ちゃんとできるように、また対外的に説明できるように当たり前のことをやっていると思います。

○小林副主査 その御説明だと、予算のときからもう既に収支差額が、当期収支差額がマイナスになっていて、前期繰越収支差額で穴埋めをしてゼロにしているという理由、経営というか、経営の仕方はちょっと何か民間的発想からいうと、全然、理解ができないように思うのですが。

○園田事務局長 前期繰越があれば、それは使って、なるべく金はあまり残さないようにしていこうということも、一つの予算的なやり方ではありますが、利益処分をするわけではございませんので、次年度に金を大体使っていこうという形になりますよね。

○小林副主査 だから、そうすると決まった収入の中でいかに効率的にやっていくかということよりも、その決まった収入があるのなら、決まった収入は全部使ってやっていこうという発想なのではありませんか。

○園田事務局長 いえ、そんなことはありません。残すものは残しているの、前期繰越もできていますし、次年度繰越も残るような形で常に、予算のときは赤字でも、決算などを見ていただきますと、当期収支でも収支差額で黒字になっているということがございますので、予算額を使ってしまうことは絶対はないということです。

○小林副主査 普通は予算というのは目標なわけですよね。

○園田事務局長 目標ですね。

○小林副主査 だから、予算がゼロになっているというのは、ちょっと民間的発想からすると、ちょっとおかしいと思いますが。

○園田事務局長 以前の公益法人の計画は大体、そんな形になっていたのではないのでしょうか。

○小林副主査 収支予算書は内部管理の公益法人会計基準においても、内部管理の重要な書類であると位置付けられていますよ。だから、内部コントロールのための重要な書類だというふうに。だから、内部コントロールのための重要な書類なのに、ゼロが目標というのはちょっと公益法人の経営としてもおかしいのではないのでしょうか。

○園田事務局長 なるべく使わない、余らすものは余らせるということで、一応、御存じのように、現実的に前期繰越収支差額 700 万円ぐらいを残してきたと。不要なものは使わないという形をしていると。一応、予算上は置いていても使わないようにして、そうしまして決算では残しているという形になるのではないのでしょうか。

○逢見副主査 どうしてもイメージとして、常時 3 人がフルに働いていないといけない業務量なのかどうかというのが、何となく見えないんですよね。

○園田事務局長 それはどこでもそうですけど、常に毎日、どこのレベルであろうと、例えば来ている人間が200人ほどにしても、では300人来たときにどうするかという問題がありますので、毎日、そんな駆け足で業務を行っているわけではございません。したがって、その業務量としては私は最少の人数でやっているという理解をしております。

○逢見副主査 民間だと業務量に繁閑、波があるときには、そのピークのときは例えばパートとか何とかということで対応することにして、大体、その波に合わせて人をあてがうということを考えるのですが。

○園田事務局長 波の高いときに我々は常に行っているわけですね。手伝っていますし。

○逢見副主査 これをもし民間に業務を委託するとすれば、もっと安く上がるのではないかと。

○園田事務局長 私は個人的見解を申し上げて申し訳ないですけれども、現実問題としては1,500万円の人件費では上がらないと思いますよ。

○小林副主査 というか、こちらでは一体として業務をやった方が効率的ではないかというふうには考えているわけです。だから、それと、そこから切り出してというのは変ですけど、切り入れていないわけですから、その入寮に関するような業務とか何かいろいろな細々した業務というのを、その3人を置いておく、切り出して置いておくというのはかえって非効率ではないかというのが、あれ。

○園田事務局長 だから、そのほかに寮生がいるので、福利厚生的な事業が結構ありますし、寮費の納入もありますので、その事務もやらなければいけませんし、催促したり、いろいろしていますので、いろんなそういう事務があるんですよ。

○小林副主査 だから、「ここだけは特殊だ」と主張なさっているように聞こえるのですが。

○園田事務局長 いや、そんな気は全くないので。

○小林副主査 ほかの研修施設は一体として出すというふうになっているわけですよ。

○園田事務局長 一体として。

○小林副主査 一体として。ほかの、この自治大学校と何とか何とかというのは、この業務は地方の事務なので残すということですが、「ほかの国の研修施設は地方の人が利用していないから」とか、いろいろおっしゃっていましたが、一体としてすべてこういうものを含めて管理・運營業務の中に出しているという状況。

○園田事務局長 それは例えば国の税務大学校とか、そういうのは国の公務員を国が研修するわけですから、当然、国が管理をして国がやるのは当たり前のものだと思います。当然、国の職員を国が研修する。人事院の研修などもそうだと思います。ここは地方職員を研修するので、国がそこまでやるのかという話になると、私は個人的に非常に難しい問題もあるのではないかと思います。福利厚生事業的なものをどこまでやるのか。また、その分の歳入をだれがどうするのか、事務する人がいるのかとか、本来の国の事務ではないものを国でやられるのかとかですね。

○小林副主査 前にここで伺ったときに、地方三団体の総意によって地方公共団体の、地方三団体が総意で国の業務と言え、国の業務としての判断もあり得るとおっしゃったと思うのですが、多分、「おっしゃった」という記録が残っていると思いますが。

○丹下副校長 よろしいですか。前回、申し上げたのは今回の御回答の4番目に書いてあるとおりでございまして、「地方三団体の総意で、地方の事務を国に委託するという考え方はあり得る」というふうに、私は申し上げたと存じます。つまり、自動的に国が、地方が「これは国の事務だ」と言え、国の事務になるというのは法治国家ではあり得ないと考えております。

○小林副主査 例えば二重の基準のようなものがあって、今、国の事務か、地方の事務かということで、そこで非常にいろいろな議論がされているわけですがけれども、国の方向、国も地方も含めて公共サービスを効率化、質を維持しながら効率化していくという方向にあることは確かだと思うのです。そうすると、その場合、どちらの利益が優先されるべきかという判断はないのですか。

○丹下副校長 よろしいですか。それも今回の回答の2で書いてございますけれども、我々は公共サービス改革法の趣旨は理解しているつもりでございます。ただ、その最終的な意思決定権者が残念ながら国と地方の場合で違うという場合に、それを制度上、組むというのは極めて困難ではないかと思っております。

けれども、例えばでございますけれども、国の中でも例えば大臣がおられますよね。これは最終的な判断・決定権者だと思いますけれども、それを通じて、例えば共通で入札をかけられるとか、そういう例がかなりあるのなら、我々も地方三団体に一つの例として勧めやすいのではないかと考えております。

○小林副主査 「そういう最終的な意思決定権者が国の業務だと言え、国の業務とするという判断もあり得る」と言ったのではありませんか。

○丹下副校長 いや、今は地方の事務なんです。ですから、それを国の事務にするというのは、地方の判断権者がたとえそう言ったとしても、それは法律上できませんよ。「地方が総意で自分の事務を一部委託すると、やっていただくという判断をされるなら、それは可能かもしれません」と申し上げております。

○逢見副主査 ただ、今回、市場化テストに出すに当たって、寄宿舍の寮の清掃、警備については、今度は国の業務としたわけでしょう。

○丹下副校長 それは国有財産だから、必要最低限のことはやらざるを得ないという御判断があって、我々もそれは国有財産である以上、警備とか、あるいは他からの侵入とか、あるいは朽ち果てるのはまずいと。そういうことは最低限いたしましょうと。それは国有財産である以上、我々は最低限すべきかなという判断でさせていただいたところでございます。

○逢見副主査 今までは地方自治事務だと思っていたけれども、国の業務だと認識してそう変えたのではありませんか。

○丹下副校長 そうではありません。本来は国の業務であった。つまり、自治大学校は寄附されていますから、これですね。されたときに、これは国のものになった以上、国がせざるを得ないという理屈は確かに我々もあるなと思っておりまして、それについてはそういうふうに明確にしたということかと思えます。

○佐久間事務局長 済みません。いいですか。寮と寄宿舍は別物でしょうか。

○丹下副校長 同じです。我々は寮と呼んでいます。寄宿舍というのは、教育の一環です。

○佐藤専門委員 その寄附を国が受けて国有財産になったというのは、寮ですか。

○丹下副校長 寮です。そうです。

○佐藤専門委員 寄宿舍と言っているんですか。

○丹下副校長 同じものです。

○佐藤専門委員 寄宿舍というのも同じですか。

では、従来、自治大学校が自治研修協会に対して委託していた業務のうち、今回、寮の設備監視業務、警備業務、清掃業務、これは市場化テストの対象業務として切り出してこられたわけですね。

○丹下副校長 はい。

○佐藤専門委員 質問というよりも、それはそういう整理だと伺っています。それで同じく研修生が寄宿舍生活を維持するために必要な機器の設置という業務が、従来、自治大学校から自治研修協会の委託業務の中に入っていて、その寄宿舍の生活を維持するために必要な機器の設置というのは、市場化テストの対象業務としては切り出してはこられなかったというのは、これはどういうロジックですか。

○丹下副校長 これは前回、申し上げたのですが、自治大学校に派遣する職員の方は当然のごとく任命権者も命令系統はもともとの地方団体の首長にあるんです。本来ならば、自治大学校ではなくて、立川の周辺にアパートを借りて、そこに住まわせて、そこでやるということも可能でしたが、当時、そこが住宅事情が悪いというのがございまして、共同でつくれば地方団体全体の利益になるだろうと、効率化するだろうと、こういうことで国の補助金を一部もらいながら、地方団体の意思で寮はつくり上げた。こういう経緯でございまして。

ですから、基本的にそれは地方団体の負担でしているということは、もともと職員の福利厚生を行うのは、もともとの派遣元の地方団体の首長である。こういうロジックから来たものでございまして。

それから、形式的には先ほどちょっと申し上げましたけれども、業務委託契約書ですか、これは一応、自治大学校となっていますけれども、本来はこれは地方団体の総意ですから、本来ならば地方三団体とすべきだと思っておるわけです。そういうこともございましてけれども、御承知のとおり、地方三団体は法人格がございません。ですから、契約の当事者になり得ないのです。これは地方自治法の改正がございまして、国に対して意見権というのが、意見提出権ができたのですが、いまだに契約の当事者になり得ないということから、

便宜上、自治大学校がなったのかなというふうには聞いているところでございます。

○佐藤専門委員 済みません。全然、答えになっていないので、もっと質問をわかりやすく言いますね。寮の設備の監視の業務は市場化テストの対象業務として出しているのに、それはロジックは「国有財産に関することだから、今回、引き受けた」とおっしゃいましたよね。

では、同じくその寮の寮生活に必要な機器の設置という業務が、今回は市場化テストの対業務にならなかった、例えばその2つを差別化した理由は何なのですか。

○丹下副校長 例えば寮の設備は国有財産ですから、それが良好な管理に置かれる、置かれなければならないというふうな、いわば国としては最低限の責任かなと思っております。一方で、例えばですけれども、寮生が帰ったら土日にパソコンで勉強したいと、いろんなことを勉強したいという場合に、これは寮生、あるいは研修生の人たちが自分たちの学力を高めるために必要だと判断したものでございます。これを別にそこまで国が判断して、そこまで面倒を見て、そこまで負担をする必要はないと考えておるところでございます。

○佐藤専門委員 パソコンは今の例で言えば、国有財産ではないわけですね。

○丹下副校長 ないです。

○佐藤専門委員 そういう切り分けなんですね。

○逢見副主査 先ほど、その業務委託契約書は本来は地方三団体がやるべきものであって、それを便宜的に自治大学校がやっているのだということですが、ただ、これを読んでいると、例えば第4条に「この契約に基づく乙の行う業務を随時調査できる」「報告、説明を求める」「必要な指示をすることができる」とあります。つまり甲というのは管理・監督責任を負っているという認識で、この契約を結んでいるのではないのでしょうか。

○丹下副校長 いろんな読み方があるかと思いますが、それは「地方三団体、地方の総意で」と読み替えていただければ、これも素直に読めるのではないかと思います。本来ならば負担をしているのも、全部、地方団体の方ですし、そのもともとの趣旨も全部、地方三団体でございます。

そういうことから見ると、いわばその自治研修協会を最後までリードする権限、役職員もそうでございますけれども、そこは地方団体であると考えますので、そこがいろんな指示をするということは恐らくできるのではないかと。事実、自治大学校からこれについてあれこれと言ったことは、過去、私は余りなかったと聞いております。

○逢見副主査 これはやはり、国有財産としての施設を持っている自治大学校がちゃんと仕事をやっているかどうかを見るという意味ですよ。

○浅本課長 ちょっと、いいですか。それであれば、これはお金の話が全く書いていないですよ。普通、委託契約書といえは「何々をしてもらうのなら、幾らの金を払う。もしくは幾らのあれがある」というふうになるのが普通ですが、これはお金の話を全く書いていませんよね。そうですね。片道だけのことしか書いていない。あれで調べているんですね。これ、「第1条第2号の経費をもってこれに充てるもの」。だから、向こうの方

で自分たちで集めた金ですよ。

○丹下副校長 だからこの地方団体の払ったお金ですよ。

○浅本課長 そのお金で充てようと言っているのです、別にうちはこれに対して全く中身的には権限的なものはないと思うのです。お金も出していません。私たちはあくまでもこれは「最低限、これぐらいのことはしてくださいね」という意味だと思っています。これが勝手に悪いというなら、幾らでも変えます。

今までは、多分、この書き方は、昔、財産が向こうにあったときに、そのままをずっと受け継いできているのだらうと思っていますが、基本的には書き方が悪いというなら、見直しはいたします。あくまでも、「最低限、国としてはこういうことぐらいはやっていただかないと、研修生たちに支障が生じるのではないですか」と、「これぐらいのあれは持ってくださいね」という契約書だと、私は思っているわけです。私はですね。

○丹下副校長 三団体は個人的認証というのは、一応は了承を得ているわけでしょう。

○浅本課長 そうです。

○佐藤専門委員 今の御説明はつまり、この業務委託契約に基づく業務発注を行うに当たり、自治大学校としてはその入校者を派遣してくる地方公共団体の、地方公共団体三団体からの事実上の委託のようなものがあって、それで発注しているのだというロジックですよ。そうですか。だから、国の事務ではないという、そういうつながりになるわけですよ。その三団体と自治大学校との間に、何かこの業務委託契約に基づく発注に関する書面は交わしていないのですか。

○浅本課長 今までは本当に口頭で、一応、要するに「こことはやめてくれ」と、「財団とは契約しないでくれ」という申入れがあれば、当然、うちは別なところにしますが、そういう意思表示がなかったのです、当然、今までどおりと思っていたのですが、今回からおっしゃられたので、ちゃんと意思表示をとるということにしております。例えば「来年の寮の管理については、どこどこと結ぶ」と、「結んでくれ」と、「三団体の意向として」というのはいただくことにしようと思っています。

○佐藤専門委員 PFI事業といって、九段の合同庁舎3号館という案件があって、あれは千代田区の区役所と、それから国の庁舎の合築でやっているような案件なのです。あの入札事務に関しては千代田区は全部、契約書を巻いて国土交通省にお願いをして任せてある。委託契約がはっきりあるんですよ。

これで三団体からその地方の事務を委託を受けて発注しているのだというのであれば、逆に考えたいのは、なぜ自治大学校がこの発注にかまなければいけないのですか。三団体が直で自治研修協会に。先ほど、「法人格がない」とおっしゃったけれども、団体というのはこれを発注するについて、勿論、釈迦に説法になりますが、権利なき社団でもこれは発注できて、書証の当事者になれるわけですよ。三団体も契約は締結できるんですよ。

○丹下副校長 勿論、それは事実、できるかもしれませんが、やはり地方三団体は非常に公的な機関なので、こういうものを結ぶことについて極めて慎重なのです。先ほど

言いましたように、替わりに自治大学校がやっています、今年から合意を取るということで、もし必要なら、我々はこれが地方三団体の総意であるということを書きもらって、これがその意思表示として我々がそれを受けて、「それでやっているんですよ」ということを可能ならしたいと考えております。

それから、もう一つ、今、例をいただきました千代田区の件でございますが、恐らくこれは千代田区が議会まで諮って、「ここで合築する方が経済合理性がある」ということを恐らく決められたことだと思います。前回、申し上げましたけれども、地方三団体がこちらの自治研修協会を構成されているところですが、御判断でこの事務を総意で国にまとめてした方がより効率的だという御判断があるならば、それは我々は尊重したいと考えております。

○佐藤専門委員 入校経費を払うのは、入校者を出す所属の地方公共団体でしたっけ。

○丹下副校長 そうです。それが毎年、違うんですよ。大体、600から700ぐらい来ていますか。毎年、毎年、払うところが違うんですよ。

○佐藤専門委員 多分、今、自治大学校から自治研修協会に出ている業務も含めて、それが国の事務であるのか、地方公共団体の事務であるのかという話は別にして、一括して出した方が安くなるのは目に見えているのですが、けれども、結局、この市場化テストという仕組みでこの入校経費を支払う地方公共団体の負担、これまでのそれぞれの地方公共団体の納税者ということから言えば、それぞれの地方公共団体の方でしょうけれども、この市場化テストがこの入校経費を、納めていただく入校経費をできるだけ削減することがこの市場化テストの仕組みで、今回、やっているその目標なのかどうなのかというところの議論をすれば、多分、それは出していただいたものが安くなるのだろうと思いますけれども、それは所詮、国の支出ではないという整理で、結局、これはもう守備範囲外だということになってしまうわけですか。

○丹下副校長 我々から見たら、基本的にその地方団体がその資料にお示しして、AとBと合築した方がおっしゃるとおり、一緒にやった方が安いんですよと向こうも納得して、「だったら、任せましょう」という御判断があるならば、私たちは決して反対するつもりはないです。

ただ、我々はそういう組織は持っていますが、それを判断するのは理事会なり評議委員会の役員の御判断としか言いようがないと思います。

○佐藤専門委員 では、結局、自治大学校にも自治研修協会にもこの入校経費をできるだけ安くするというところに対するインセンティブは全くないわけですよね。

○丹下副校長 全くないということではなくてですね。

○佐藤専門委員 だって、独立採算でやってもらっているのだから、幾らで委託されていようと、そんなものは構わない。自治大学校は一銭も払っているわけではないと。むしろ、その業務を今度、国の業務と整理して市場化テストに出すことによって対価を払わなければいけなくなる。国の懐の方が痛んでしまう、そういう見方をすると、この事業は実は国

の案件として出てきたこと自体で、この入校経費をできるだけ削減しようというインセンティブはだれも持たない。

○丹下副校長 それはタイミングでしょうね。

○佐藤専門委員 これ、全然、働かないですよ。済みません、私、民間人なのでそこら辺のところは断定的に言うてしまうのですが、だから、今回、国の事務だ、地方の事務だというそれはそれぞれのロジックで、先ほどのパソコンと国有財産としての建物自体は違うという切り分けもあるでしょうけれども、結局、この入校経費が自治研修協会経由で最初の受託業者のところから流れているという、そのところを今回、この国の案件としての市場化テストで少しスリム化しようという、効率化しようというインセンティブはどこにも働かないのだなというのが、この仕組みを見ていての私の感想というか、だから、この仕組みでこの入校経費をできるだけ抑えようとする自体に、ちょっと仕組みとして取り上げ方に無理があるのかなと思っています。

○丹下副校長 それもあるとすると、例えば先ほど事例を申し上げましたけれども、立川のところに1,800団体が自分たちの研修生を派遣するときに、一々、アパートを借りて、敷金を払って、礼金を払ってやるよりは、これは共同のメリットがすごくあると思うんですよ。そういう現在の置かれた制度の中での要は最大の努力というので払っているのではないかと考えております。

○小林副主査 まだまだ、質問といいますか、言いたいことはたくさんありますけれども、時間となりましたので、本日の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべきことはございますか。

○事務局 引き続き、調整をしていきたいと思えます。

○小林副主査 はい。では、本実施要項（案）につきましては整理すべき点がまだ残されておりますので、総務省におかれましては本日の審議を踏まえて、次回の審議までに事務局と鋭意、調整をお願いしたいと思います。また、委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいて、各委員にその結果を送付していただきます。園田事務局長、本日はどうもありがとうございました。

（自治大学校関係者退室）

（独立行政法人国際観光振興機構関係者入室）

○小林副主査 では、続きまして、海外旅行博覧会出展事業の実施要項（案）の審議を行います。本日は国際観光振興機構、海外プロモーション部、鶴岡部長に御出席いただいておりますので、意見募集の結果や、それらを踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明いただきたいと思います。それでは、10分程度でお願いいたします。

○鶴岡部長 それでは、私どもの田中次長より御説明させていただきます。

○田中次長 プロモーション部で次長をしております田中と申します。よろしくお願いたします。前回、8月5日の御審議で御指摘いただきました点を踏まえまして、要項の方

を修正をいたしましたので、本日はこの部分の御報告と、それからパブリックコメントに対する内容と私どもの考え方ということをお説明させていただきます。

前回、御指摘いただきました点は大きく4点ありまして、まず業務範囲、それからサービスの質、インセンティブ・ディスインセンティブについて、それから評価基準について。この4項目に関して御指摘がありましたので、この部分に関しまして私どもの対応をお説明させていただきます。

まず、第1点目、業務の範囲についてということで、共同出展者の募集について、機構と民間事業者の責任分担や、6者出展がベースで例外的な追加があるのかどうか、あるいはあらかじめ9者出展を想定しているのかを明確に記載すべきではないかという御指摘に関してでございます。

この点に関しましては実施要項の記載を見直しまして、以下の点で明確化を図りました。出展スペースは60平米で、共同出展者6者をベースとする。それから、共同出展者6者については機構が確保をしますと。民間事業者は申込みの事務手続・取りまとめのみを行うという形に明確化をいたしました。また、民間事業者は機構が確保する6者以外に共同出展者の募集を行うことができる。最大3者まで募集ができる。募集を行う場合には、主催者への出展申込み前までに機構に承認を得ること。また民間事業者の募集により出展が決定した場合には、1者について参加分担金から出展に係る経費を除いた分は民間業者に支払うという形で、要項の3ページに当たる部分を明確化、明文化いたしました。

それから、第2点目でサービスの質に関して。これは要項の7ページ目になります。共同出展者へのアンケートの項目に関して充実を図り、来訪者の感触などについてもアンケート内容から把握すべきではないかという御指摘でございます。これに関しましては、私どもの方でブースデザインやアトラクションの内容についても共同出展者のアンケートに項目を追加しまして評価を行うこととしました。これは別添アンケート、4番のところで詳しい内容で反映させております。

また、アンケートの内容の適正な評価や今後の実施に向けた検討に役立てるためにも、アンケート調査の後に機構自身が共同出展者にインタビューを行うことにいたしました。

それから、御指摘の第3点目、インセンティブ・ディスインセンティブに関して。これは要項の7ページの部分でございます。まず、これは3点、御指摘をちょうだいしまして、1点目がベストスタンド賞の受賞の難しさ、あるいは受賞によるPR効果を考慮してインセンティブの率を見直してはどうかという御指摘をちょうだいしました。これに関しましては、インセンティブの率の予定、当初は10%で記載しておりましたが、これを50%に引き上げるという形に変更いたしました。

それから、2点目で、民間事業者の実績をJ N T O、機構のホームページに掲載することということでインセンティブに加えておりましたが、これは果たして効果があるかどうかという御指摘でございますが、これに関しましては成功報酬を支払うという2つのインセンティブに比べると、明らかに民間事業者のモチベーションを上げるものとは認められ

ないということもありまして、削除いたしました。

それから第3点目、民間事業者の責によりブースの場所が適切でない場合には、何らかのペナルティーを課すべきではないかという御指摘をちょうだいしております。これに関しましては、この旅行博覧会のブースの場所がもともと希望する出展スペースの広さと過去の実績により、主催者が決定するという部分が多くありますので、これをすべて民間事業者の責によるものかどうかということはなかなか判定が難しいということもありまして、あえてディスインセンティブとして設定はしない方向で考えております。

最後の御指摘項目で落札者の評価基準について。これは要項の10ページでございます。ここで当初の要項（案）では、事前広報の予算がないにもかかわらず、配点が高いという御指摘をちょうだいしております。これに関しましては、事前広報の予算が配分されておられませんので、企画書で評価すること自体、実情に合わないということで削除いたしました。

以上が御指摘いただきました要項に関して4点、私どもの方で修正をさせていただきました点の御報告です。

それから、修正をしました要項をもとにしまして、8月25日から9月8日まで、私どもJNTOのウェブサイトでパブリックコメントを募集いたしました。この結果、1社から御意見をちょうだいしまして、御意見をちょうだいした内容が区画をされるべき事業の質に関する5ページの部分、それから情報開示資料の部分、この2点に関して御意見をいただいております。

まず、事前広報に関しての御意見、これは要項の5ページ目に関することですが、一般消費者の来訪を促進する事前広報とありますが、資料を見ますと昨年度の予算には事前広報費は含まれておりません。したがって、この項目は業務範囲から除外すべきだと思われるという御意見をちょうだいしております。

これに関しましては、事前広報については、私ども、JNTOが一義的に行います。ただ、今回の落札をされる民間業者の方には、独自のコネクションがある場合にはメディア、あるいは旅行会社を紹介していただくなど、可能な範囲で御協力をいただくことを期待しております。この点が明確になるように要項の記載を修正いたしますということで、御意見に対する考え方をお示ししたいと思います。

それから、もう一点、御意見をちょうだいしておりますのが、図表の平成21年度の分担金の流れのところですが、出展準備に際して日本と時差がある現地との連絡対応、出展後の日本ブースに関する報道成果の記録及び広報換算額算出を初めとする多岐にわたる業務を実施するためには、現地、欧州にコーディネーターの役目をする箇所が必要になると思われます。これを民間業者が設置すれば、前回の予算を大きくオーバーする可能性があると思われるという御意見をちょうだいしております。

これに関しましては、私どもからの考え方としましては、従来の実施方法につきましては、事業計画の策定の参考としてお示ししているものでございまして、必要に応じて民間

企業の御判断により、現地にコーディネーター機能を果たす箇所を設置いただくことに関しては問題はないと考えておりました、また民間事業者の創意工夫によりまして、想定している予算内で事業を遂行することも可能だと判断しております。ということで、回答をいたしたいと思います。

以上、今回、御指摘をちょうだいしました点への私どもの考え方と、それからパブリックコメントにちょうだいしました御意見に対するコメントの考え方でございます。以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見があれば、お願いいたします。

○逢見副主査 4点について変更のお話がありました。これはいずれもこれまでの当小委員会における議論を踏まえた上での変更だと理解しております、妥当な変更ではないかと思っています。

この市場化テストの事業は海外旅行博出展事業で、場所がスペインということもあって、民間事業者がどのぐらい、果たしてこれに参加してもらえるかということが、ちょっと、懸念材料としてありますが、どのぐらいの見込みを持っておられますでしょうか。幅広く参加を求めるための広報活動というか、そういうものをどう考えておられますか。

○田中次長 その点に関しましては、海外向けの展示会の出展業務に実績のある会社ですとか、主に旅行会社、あるいは広告代理店だと思いますが、多くの業者の皆様に参加いただけるようにJNTOのネットワークを使いまして、周知に努める所存でございます。

○逢見副主査 大体。

○鶴岡部長 実際には、これもアジアの地域ですが、そういう、これ以上の業務を幅広く受託している業者が実際にはありますので、必ずしも海外でやるのが初めてではなくて、アジア地域においてはかなりもう実績があるということと言えらると思いますので、我々としても幅広く、参加、応札してもらおうように心がけるつもりではおります。

○佐藤専門委員 この入札に応募してくる民間事業者さん、今の旅行会社とか広告代理店もありましたけど、あとその展示を専門にしているような会社さんもあると思うのですが、ちょっと、済みません、入札の参加資格のところを細かく見ていないのですが、そういう業者さんがそれぞれ単独で出てきて、対応できるような業務というイメージで、それとも何かチームを組んでいただいた方が。

チームを組んでいただくというのであれば、例えばそのプレーヤーが限られているところがあります。旅行代理店とか広告代理店は何社かあるのでしょうかけれども、例えば展示専門の会社になると、大きなところとしては数社、私が知っているところでは2、3社ぐらいですが、そういう事業でこういう展示系のものの事業をやる場合に、そのプレーヤーが限られている人については、複数のチームに参加して構いませんよというような、国の場合にそういうことが許されていたかどうか、ちょっと記憶が定かではなく、余り国の案件の場合にはそういうことは許していないのかもしれませんが、プレーヤーが限られている

ためにチームを組んでみたら1チームしかできませんでしたというよりは、複数、参加してもらって2チームで競ってもらった方が、当然、入札、競争という観点からは成り立つのですが、そこら辺の見通しとかはいかがですか。

○伊与田マネージャー 展示会は国内の展示会ではなくて、実施場所が海外になりますので、例えば施工業者さんの場合にも国内の施工業者さんだけではございませんで、在スペインの施工業者さんでございますとか、もしくはヨーロッパ全域を活動のフィールドにしていращやる、必ずしも日本の会社ではないところについても、恐らくコンソシアムのような形で御一緒していただくのであれば、取りまとめを日本の会社がなさって、デザインや施工は海外の会社がなさるといようなことも可能性としてはあり得ると思いますし、機構が今、実施している際にも施工業者などについては、原則、現地の方をお願いしている部分もございますので、そういった形ではいろいろな組合せでチームを編成していただくということは可能ではないかと考えております。

○鶴岡部長 ただ、スペイン、欧州をベースにするところが果たしてこういうものをどこまで仕入れるかというところがあると思うんですよね。基本的にはですね。先ほど、広告会社とか旅行会社と申しあげましたけれども、我々としては実は応札して、自らではなくて、やはりそういうところを、下請けというのではありませんが、やはり連携した案として持ってくるという前提にしているんですよね。

したがって、今回は展示だけではないということでございますから、多くの部分は展示というところになりますけれども、そこは広告会社さんがある程度、現地で施工業者を、どこと前提にしてということを出てくるかなということではないかと。過去の実績でもそうなんですよね。施工業者をどこをうまく連携してという案が出てくるというのが、一般的でございますね。

それと、やはりその施工業者さんが向こうにありますので、なかなか、この情報自体をどこまで理解していただいて、積極的に出てくるかというのは、ちょっと、かなりハードルが高いなという感じがあるんですよね。そういう気がしております。ただ、そういうところはやはり日本に出先を持って、単独でやるという可能性がありますので、その辺は我々の想定外のところで交差してくるという可能性がなくはないかなという気がしております。

○小林副主査 細かいことでちょっと確認ですけれども、5ページのところの事前広報の書きぶりのところ、事前広報について改善していただいたことで、大変、よろしかったと思いますけれども、この5ページの下のb)のところの「事前広報への協力」というところの2文目のところの「レターの配信先の紹介等、可能な範囲で機構の広報活動に協力すること」というこの書きぶりが、参加する事業者さんにとって、ある程度、明確にその業務内容というのが想定できるのか、それとも何か少しあいまいなのか、その辺はいかがですか。

「協力すること」と書いてあるから、「協力する業務の一環として協力する」ということが求められております」と。それで「可能な限り」「可能な範囲で」というのが付いてい

ますけれども、具体的にレターの配信先を紹介すればいいとか、どこまでやればいいのかというのが、イメージが具体的にできるのかということについてはいかがですか。

○田中次長 これは機構のパリの彼らの事務所の方で、普段、コンタクトのある出展対象になり得る会社であるとか、あるいはネットワークを持っておりますので、一義的にはそのリストから事前広報を行いますけれども、これに漏れているところ、あるいはその落札した会社が独自にネットワークをお持ちのところ、そういうところを御紹介いただきたい。事前広報という意味で、そういうところにも配信をしたいということでこう書いておりますので、一義的には機構のパリ事務所の方で行います。「その補助をしてください」「足りないところを補ってください」ということで、こういうふうに書かせていただいています。

○小林副主査 何か、そこの活動に、それは事務局としてはいいんですかね。この書きぶりで大丈夫。つまり、「何々すること」「何々すること」「何々すること」という中と同じ重み付けのように、今の御説明だとかかなり、もうちょっとファジーなニュアンスだと思うのですが、これは書きぶりがちょっと、一連の業務の中の一つの義務的事項というようなもののウエートのように見えないかというのを、少し心配というか、心配し過ぎかもしれませんけど。

○鶴岡部長 もう少し、柔らかく書く方がいい。

○小林副主査 柔らかく書いた方がよろしいのではないかと。

○鶴岡部長 このところね。絶対的な条件ではないということの意味しているつもりなんですけどね。

○小林副主査 パブリックコメントの方で事前広報についてちょっとコメントもありましたし、その意味でもう少しニュアンスを柔らかく書いた方がよろしいのではないかと。

○田中次長 「御協力をいただくことを期待しております」と。

○逢見副主査 このパブリックコメントの回答は「期待しております」というふうに書いてありますので。

○小林副主査 そうですね。

○逢見副主査 そう言う方が柔らかいと。

○小林副主査 そうですね。ちょっと細かいことですが、質問しました。では、ほかはよろしいですね。よろしいですか。では、本事業の入札公告に当たっては、先ほど委員からも指摘がありましたとおり、入札の可能性のある業界団体等に積極的に周知を行っていただくということで、競争性の確保に努めていただきますようお願いいたします。

本実施要項（案）につきましては、これまで2回の審議を行いました。本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、

事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。では、本日はありがとうございました。

(独立行政法人国際観光振興機構関係者退室)

(独立行政法人日本貿易振興機構関係者入室)

○小林副主査 では、続きまして、見本市・展示会情報総合ウェブサイト管理・運營業務の実施要項（案）の審議を行います。本日は日本貿易振興機構、展示事業部、中村部長に御出席いただいておりますので、前回の審議を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明いただきたいと思います。説明時間は10分程度でお願いいたします。

○中村部長 中村でございます。よろしくお願いいたします。過去2回の御指摘を受けまして、本日は私どもででき得る限り、考えられる限りの案を御用意してまいりました。詳しくは展示事業課長の稲葉から説明をさせていただきます。

○稲葉課長 前回のところで一番のポイントは、インセンティブの設定の仕方だったと思います。具体的には5ページ、6ページのところに反映されているところでもあります。今回、やはりこのインセンティブを設ける場合の基準は明確にした方がいい。2つのスタンダード、予定価格と契約額の差額というのと、前回、うちの方から提案したのは契約額の方と、その2つを基準にして、それに一定比率のパーセントを掛けて報奨金を設定するという形で、前回、提案したのですが、確かに御指摘いただきましたとおり、わかりにくいところがある、すかっとこないところがあると思いますので、もう今回は契約額一本に統一させていただこうという形で再提案をさせていただくところでございます。

ただし、この契約額の方をもとにいたしますので、前回のように報奨金を決定するパーセントの比率はやはりどうしても抑えなければいけないなという考え方にに基づきまして、この基準の目標とする成果指標の部分に対しまして、10%以上増加した場合には1%、契約額の1%を乗せますと。20%以上の場合には2%、30%以上の場合には3%、40%以上増加した場合には4%と。4%マックス、それで2項目ございますので、この2項目双方を達成した場合には、契約額の8%が報奨金として、こちらの方をお支払いするという形でこの入札を提案させていただこうという形で、私どもは考えたところでございます。

それ以外にあと2か所、変更をさせていただいたところがあります。9ページ目であります。これは前回の会合におきまして小林先生から指摘を受けたところでございますが、9ページ目の（ロ）のbの部分であります。ここのところ、「見本市等」としていたのを「見本市・展示会・イベントに関連する調査業務を実施したことがあるか」という形で、上の方と平仄を合わせる、上というのはaの部分と平仄を合わせる形にいたしました。

もう一点ございまして、「従来の実施状況に関する情報の開示」、こちらはページにいたしまして19ページのところでございます。その19ページのところの、「2 従来の実施に要した人員」というところの一番下のところにあります「4 従来の実施における目的の達成の程度」というところに、下の（注記事項）、従来は3つしか書いていませんでしたが、4つ目を書き加えました。

ここで書いた内容は、この指標を見ていく上で、これはパブリックコメントの方から指摘のあったところで、「16年度から17年度にかけてのJETROのホームページの改訂に伴い、アクセス件数のカウント方法が変更されたため、目標・計画値と実績値が乖離している」というところを、前回、これはパブリックコメントで指摘されたものをここに盛り込みまして、よりこれを見てくれる人の理解を促そうと意図したところでございます。今回の変更点、以上3点をもちまして、再度、提案をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。以上であります。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見があれば、お願いいたします。

○佐藤専門委員 よろしいですか。報奨金のところなので、念のための御質問なのですが、10%以上、20%以上、30%以上、これは4つのレンジを設定していただいていると読めばよくて、ただ40%増加した場合に、10%以上のものについて1%払って、累積させていくということではないですよ。

○稲葉課長 ことではございません。

○佐藤専門委員 そういう意味では、10%以上、20%未満の場合とか、そういうレンジで設定している。

○稲葉課長 はい。レンジでございます。

○佐藤専門委員 わかりました。

○稲葉課長 したがしまして、aに関しましては「10%以上、20%未満」と記すのがより正確なのだと思います。aは1%から10%以上、20%未満、bに関しましては20%以上、30%未満というのが正しい。

○佐藤専門委員 なので、応募者側に都合のいいように読まれないようにした方がいいのかなと思ひまして。

○稲葉課長 はい。

○佐藤専門委員 あと、済みません、これは、Aの「÷2年契約」というのはつまり、委託期間が、実施期間が2年なので年額に引き直しますという、それだけの意味であれば、これは要するに単に「÷2」と同じ意味ですね。

○稲葉課長 はい。「÷2」ということでございます。

○佐藤専門委員 わかりました。

○中村部長 「÷2」でいい。

○稲葉課長 はい。直します。今、佐藤先生から御指摘いただきました点も「10%以上、20%未満」という書き方にするとということによりしゅうございましょうか。では、それで修正させていただきます。

○小林副主査 では、ただいま、委員から御指摘いただいた点で、その書きぶりを「10%以上、20%未満」というように書くということと、「A＝契約金額÷2」ということで、事務局、よろしいですか。そのほか、事務局からございませぬか。

○事務局 特にございません。

○小林副主査 では、鋭意、審議の結果を反映していただきまして、実施要項（案）を改善していただきまして、大変、ありがとうございました。それでは、本実施要項（案）につきましてはこれまで3回、審議を行ってまいりましたけれども、本日をもって小委員会の審議は終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせずに、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、委員の先生方で本日、質問できなかった項目がございましたら、事務局の方にお寄せください。事務局でまとめていただいてフィードバックさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

（独立行政法人日本貿易振興機構関係者退室）